

平成 27 年 6 月 25 日改訂

特定非営利活動法人 日本水フォーラム

役員報酬規程

(総則)	2
(報酬)	2
(費用支弁)	2
(改廃)	2
(補足)	2
付 則	2

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本水フォーラム(以下、「本法人」という)の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、役員に対する報酬の支給は行わないものとする。

(費用支弁)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

付 則

1. この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行し、同日より適用する。

平成 31 年 1 月 22 日改訂

特定非営利活動法人 日本水フォーラム

職員給与規程

Rules of Employment

第1章 総則	2
(趣旨)	2
(適用範囲)	2
(給与の区分)	2
(給与の支給日および支給方法)	2
第2章 基本給および諸手当	3
(基本給)	3
(調整手当)	3
(住居手当)	3
(役職手当)	3
(技術手当)	3
(家族手当)	3
(通勤手当)	3
(超過勤務手当)	3
(休日勤務手当)	4
(賞与)	4
(特別手当)	4
(昇給および降給)	4
(欠勤者の給与)	4
(給与の減額等)	4
(休職者の給与)	4
(新たに採用された職員の給与)	4
(退職者の給与)	4
(端数の処理)	5
付 則	5

第1章 総則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本水フォーラム(以下、「JWF」という。)の職員に対する給与の支給については、特定非営利活動法人日本水フォーラム職員就業規則(以下「就業規則」という。)に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則の規定により規則が適用される職員に適用する。ただし、期間を定めて雇用される職員(出向者を含む)については、別途契約書若しくは協定書の定めを適用する。

2 臨時に雇用されるものについては、別途「雇用契約書」によるものとする。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、次に定める区分により支給する。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
 - ① 調整手当
 - ② 住居手当
 - ③ 役職手当
 - ④ 技術手当
 - ⑤ 家族手当
 - ⑥ 通勤手当
 - ⑦ 超過勤務手当
 - ⑧ 休日勤務手当
- (3) 賞与
 - ① 夏季賞与
 - ② 冬季賞与
- (4) 特別手当

(給与の支給日および支給方法)

第4条 職員の給与(通勤手当、賞与および特別手当を除く)は、毎月16日(休日に当たるときは、その直前の休日でない日)に支給する。

- 2 前項の支給日において、前月1日から起算し、前月末日を締切日として計算した基本給および第3条第2項に定める諸手当を支給する。
- 3 法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を職員の指定する金融機関へ振り込むものとする。
- 4 基本給または諸手当の額に変動が生じた職員について、変動後の額により第1項の規定による支給をすることができない場合においては、既に支給した基本給または諸手当の額と当該変動後の基本給または諸手当の額との差額を次回の支給日において精算する。
- 5 災害その他の特別な事由がある場合においては、必要の限度において、第1項に規定する給与の支給を変更することがある。

第2章 基本給および諸手当

(基本給)

第5条 職員の基本給の額は、職務の内容、能力、学歴、経験、技能等を考慮のうえ、毎年4月に事務局長が決定する。

(調整手当)

第6条 調整手当は、就業規則第2条に該当する職員に支給する。

- 2 調整手当の額は、各月分につき、その月分の基本給の額に100分の12を乗じて得た額を支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自らの所有に係る住宅に住居する世帯主である職員および自ら住居するための住宅(貸間を含む)を借り受け、家賃(使用料を含む)を支払っている職員に支給する。

- 2 住宅手当は、次の表に基づき支給するものとする。
 - ・25㎡以下の場合 26,000円
 - ・25㎡を超える場合 27,000円
- 3 住居手当は、特別の事情があると事務局長が認めるときは、前項の規定に関わらず、住宅手当の月額を決めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、次の掲げる職にある者に対し支給する。

・ディレクター1	30,000円
・ディレクター2	20,000円
・副ディレクター	10,000円
・チーフマネージャー	5,000円

(技術手当)

第9条 技術士資格等を鑑み、事務局長が決定した額を支給する。

(家族手当)

第10条 家族手当は、次に掲げるものに対し支給する。

- ① 配偶者 10,000円
- ② 子供(1人当) 5,000円

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関等を利用する職員に対して、最も経済的かつ合理的な方法による経路で通勤した場合にかかる実費について、月額150,000円を限度として支給する。ただし、住居から通勤する場所までの距離が片道2km未満である職員には支給しない。

- 2 通勤定期乗車券は、6ヶ月を単位とする。ただし、試用期間中の職員または出向者については、契約書または協定書の定めるところによる。

(超過勤務手当)

第12条 超過勤務手当は、就業規則第26条第1項に定められている勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額(基本給＋調整手当/月平均所定労働日数×7.5時間)の100分の125(その勤務が22時から翌日の

午前 7 時までの間にある場合は 100 分の 150) を乗じて得た額を支給する。

(休日勤務手当)

第13条 休日勤務手当は、就業規則第 29 条に定められている休日に勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 法定休日に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額(基本給+調整手当/月平均所定労働日数×7.5 時間)の 100 分の 135(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 7 時までの間にある場合は 100 分の 160) を乗じて得た額を支給する。
- 3 前項以外の休日に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額(基本給+調整手当/月平均所定労働日数×7.5 時間)の 100 分の 125(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 7 時までの間にある場合は 100 分の 150) を乗じて得た額を支給する。

(賞与)

第14条 夏季賞与および冬季賞与は、それぞれ 6 月および 12 月に支給する。ただし、賞与の計算方法は、JWF の業績と、職員本人の能力および貢献度を勘案し、事務局長がその都度定める。

(特別手当)

第15条 特別手当は、特に業務が繁忙であった場合、その慰労として特別に支払うことがある。

- 2 特別手当は、事務局長が定める日に、事務局長が定める額を支給する。

(昇給および降給)

第16条 昇給および降給は、JWF の業績と職員本人の能力、貢献度を勘案し、毎年 4 月に行うことがある。

(欠勤者の給与)

第17条 傷病を理由とする欠勤者に対する欠勤期間における給与は、結核性患者の場合にあっては、欠勤を始めた日から 1 年、その他の場合にあっては欠勤を始めた日から 6 ヶ月について、基本給および住居手当を、その者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額を支給する。

(給与の減額等)

第18条 遅刻、早退、欠勤等により職員が勤務しない日、または有給休暇、若しくは就業規則第 12 条の規定により休職を命ぜられ、または就業規則第 65 条の規定による就業を禁止されたことにより勤務しない日を除く)がある職員に対しては、その勤務しない時間 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額(基本給+調整手当/月平均所定労働日数×7.5 時間)に勤務しない日または時間を乗じて得た額を所定の給与から減額して支給する場合がある。

(休職者の給与)

第19条 就業規則第 12 条の規定により休職を命ぜられた職員に対する当該休職期間中における給与については、支給しない。ただし、事務局長が認めた場合は、事務局長の定める額を支給する。

(新たに採用された職員の給与)

第20条 月の初日以外の日において、新たに採用された職員に、採用当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額に、月の初日からその職員が採用された日の前日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を、基本給の額から控除する。

(退職者の給与)

第21条 就業規則第 48 条④の規定により退職したもの、または死亡したものに対する退職当月分

の基本給はその全額を支給する。

- 2 月の末日以外の日において退職し、解雇された者（前項に掲げる者を除く）に対する退職当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額に、その者が退職、解雇または免職された日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を、基本給の額から控除する。

（端数の処理）

第22条 この規定に定めるところによる給与計算において 1 円未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入するものとする。

付 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日より適用する。
2. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日より適用する。
（第 3 条第 2 号(4)および第 9 条の追加）
3. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日より適用する。
（第 3 条第 2 項(5)および第 10 条追加、第 4 条および第 8 条の変更）
4. この規程は、平成 31 年 1 月 22 から施行し、同日より適用する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

I 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	27,110,000 円
受取寄付金	9,242,101 円
受取助成金	2,100,000 円
政策提言事業	58,474,679 円
日本の叡智の世界への発信事業	39,835,876 円
草の根活動の支援事業	1,900,427 円
人材育成・啓発事業	6,797,682 円
国内外の水問題に関する調査研究事業	39,178,036 円
受取利息等	370,311 円
合 計	185,009,112 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

[illegible]

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

[illegible]

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

[illegible]

- 3 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		22,726,000 円	気候変動適応策検討業務
		21,010,000 円	水資源問題対応方策検討業務
		19,917,700 円	河川環境評価指標等検討業務
		19,844,000 円	流域総合治水対策推進方策 検討業務
		13,332,000 円	水防災力向上検討業務

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		9,060,480 円	事務所賃料等
		7,555,739 円	社会保険料等
		3,922,050 円	HP改定・更新費用
		3,850,000 円	講演集制作費
		2,809,950 円	年報・パンフレット等制作費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

[illegible]

□ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む）

[illegible]

4 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏 名	金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

5 給与の総額等に関する事項〔⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項〕

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
15人	59,173,099 円

6 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄付の目的等	支出した寄付金額
	別添資料参照			円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

[illegible]

書式第17号-6 支出した寄付金に関する事項

[illegible]

書式第17号-7 海外への送金等に関する事項

実施日	使 途	金 額
令和2年4月13日	井戸の修繕、排水溝等の井戸周辺設備の清掃と管理、設備の維持管理や公衆衛生、資金や資源の調達に関する住民への啓発活動のフォローアップ（ マラウイ）	10,983円
令和2年4月13日	湧水保護と水と衛生習慣に関する啓発活動のフォローアップ（ ：ウガンダ）	10,983円
令和2年4月13日	湧水設備の修繕と衛生習慣の向上、女性利用者のトレーニング実施活動のフォローアップ（ ：ウガンダ）	10,983円
令和2年8月24日	各家庭に雨水貯留タンクを設置し、住民が年間を通して安全な飲み水を確保し利用するための意識啓発や維持管理トレーニングを行う活動の支援（ ：バングラデシュ）	470,988円
令和2年9月17日	Kake村の湧水保護設備の建設活動支援（ ：カメルーン）	106,070円
令和2年9月17日	村の湧水保護設備の建設活動支援（ ：ウガンダ）	100,357円
令和2年9月17日	地域共有の貯水タンクの設置活動支援（ ：スリランカ）	103,472円
令和2年9月17日	スラムの公立小学校4校の雨水貯留タンクの設置活動支援（ ：ケニア）	106,070円
令和2年9月17日	スラムの手洗い器の設置活動支援（ ：ネパール）	106,070円
令和2年9月17日	スラムの給水所（水キiosk）の設置活動支援（ ：ケニア）	106,070円
令和2年9月17日	Sparly Dehri 村の地域共有VIPトイレの建設活動支援（ ：パキスタン）	106,070円
令和2年11月16日	各家庭に雨水貯留タンクを設置し、住民が年間を通して安全な飲み水を確保し利用するための意識啓発や維持管理トレーニングを行う活動の支援（ ：バングラデシュ）	1,106,151円
令和2年11月30日	コロナ禍に見舞われたコミュニティの休止・衛星改善事業支援（ ：パキスタン）	419,140円
令和3年2月19日	湧水保護設備の修繕活動にかかるフォローアップ（ ：ウガンダ）	10,983円
令和3年3月4日	水と衛生環境の改善活動にかかるフォローアップ（ ：トーゴ）	10,799円
令和3年3月4日	農業用水確保のための雨水貯留タンク設置活動にかかるフォローアップ（ ：インド）	10,799円
令和3年4月22日	既存の井戸の修繕及び維持管理トレーニングを行う活動にかかるフォローアップ（ ：シオラレオネ）	10,905円
令和3年4月22日	コグマ湧水設備及びその囲いの建設、意識啓発のための4回のミーティング開催、水質検査にかかるフォローアップ（ ：ケニア）	10,905円
令和3年4月22日	ハンドポンプ式井戸の建設及び衛生に関する啓発活動にかかるフォローアップ（ ：パプアニューギニア）	10,905円
令和3年4月22日	新たな給水設備の設置及び既存の設備修繕活動にかかるフォローアップ（ ：ハイチ）	10,905円
令和3年6月30日	委員会議事録及びアジア太平洋水サミット関連資料の翻訳費用（ ：カナダ）	385,618円
	以下余白	

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	令和2年4月1日～令和3年3月31日		18人	0人	0%	2人	11.1%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記①の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉐	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉐	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員数		18人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
竹村 公太郎		理事		○						平成18年5月26日 就任
菅 和利		理事		○						平成16年11月24日 就任
水谷 重夫		理事		○						令和元年6月20日就 任
磯部 光徳		理事		○						平成27年6月24日 就任
市川 直美		理事		○						平成28年6月15日 就任
粕谷 明博		理事		○						令和2年6月24日就 任
齋藤 晴美		理事		○						平成24年5月28日 就任
塩路 勝久		理事		○						平成30年6月18日 就任
清水 亨		理事		○						平成30年6月18日 就任
寶 馨		理事		○						平成16年11月24日 就任
田口 宇一郎		理事		○						平成17年5月20日 就任
塚原 浩一		理事		○						令和2年6月24日就 任
藤岡 秀治		理事		○						平成27年6月24日 就任
藤塚 哲朗		理事		○						平成30年6月18日 就任
南 哲行		理事		○						平成30年6月18日 就任

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	就任・退任 年月日
吉村 和就		理事		○							平成28年6月15日就 任
藤芳 素生		監事		○							平成20年5月26日就 任
望月 常好		監事		○							平成20年5月26日就 任
中山 幹康		理事		○							平成17年5月20日就 任、令和2年6月24 日退任
山村 尊房		理事									平成29年6月14日就 任、令和2年6月24 日退任
	以下余白										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

[illegible]

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック欄					
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓					
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表(第5表)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意	
		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム
-----	-------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
Ⅰ 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
Ⅰ	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ